

さくらやまなみバス事業評価委員会設置要綱

沿革

平成 24 年 4 月 1 日

(設置)

第 1 条 本市の南部地域と山口地域を結ぶ「さくらやまなみバス事業」について、事業収支や利用実績などにに基づき、客観的な事業評価を行い、事業継続の可否等について検討を行う会議として、「さくらやまなみバス事業評価委員会」（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 条 評価委員会での検討項目は以下のとおりとする。

- (1) 事業評価
- (2) 事業継続の可否
- (3) その他必要な事項

(組織)

第 3 条 委員は、次に掲げる者から市長が委嘱する。

- (1) 住民又は利用者の代表
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が評価委員会の運営上必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、再任することを妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 評価委員会には委員長及び副委員長を置くものとし、委員長は第 3 条第 1 項に規定する委員の互選による。

- 2 副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(評価委員会の開催)

第 6 条 評価委員会は委員長が招集し、その議長となる。

- 2 評価委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 評価委員会の議事は、評価委員会出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

4 第3条第1項第3号に規定される委員が、事故その他の止むを得ない理由により、評価委員会に出席できないときには、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を評価委員会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

6 評価委員会は、公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 評価委員会の庶務は、西宮市都市計画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関する事項は、委員長が評価委員会に諮り、これを定める。

付 則

この要綱は、平成24年1月24日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

さくらやまなみバス事業評価委員会議事運営要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、さくらやまなみバス事業評価委員会設置要綱第8条第1項の規定に基づき、さくらやまなみバス事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）の議事及び運営について必要な事項を定める。

（招集通知）

第2条 委員長は、評価委員会を招集しようとするときは、開催日前までに、開催の日時、場所、議案その他必要事項を委員並びに当該議案に関係のある臨時委員及び専門委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（出欠の届出）

第3条 委員は、事前に出欠の有無を委員長に届け出るものとする。

（委員長及び副委員長に事故があるときの委員長職務代理）

第4条 委員長及び副委員長に事故があるときは、出席した委員のうちから互選された者が委員長の職務を代理する。

（評価委員会の傍聴）

第5条 評価委員会は、公開とする。ただし、公開することにより、評価委員会の円滑かつ公正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、委員長が評価委員会に諮って議決を得た場合において非公開とすることができる。

2 評価委員会の公開に関して必要な事項は、別に定める。

（議事録の調製）

第6条 委員長は議事録を調製し、次に掲げる事項を記録する。

- (1) 評価委員会の開催日時及び場所
- (2) 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名
- (3) 議事の内容
- (4) その他評価委員会において必要と認めた事項

2 議事録には、委員長及び委員長が指名した1人の委員が署名する。

付 則

この要領は、平成24年4月 日から施行する。

さくらやまなみバス事業評価委員会議事公開に関する取扱い（案）

（趣旨）

第1条 この取扱いは、さくらやまなみバス事業評価委員会議事運営要領第5条第2項の規定に基づき、さくらやまなみバス事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）の公開に関し必要な事項を定める。

（評価委員会開催の周知）

第2条 評価委員会開催の周知は、原則として開催日の1週間前までに市のホームページで行う。

2 周知の内容は、次の事項とする。

- (1) 評価委員会の名称
- (2) 評価委員会の開催日時及び場所
- (3) その他必要な事項

（傍聴者の定員）

第3条 傍聴者の定員は、会場の規模を勘案して、円滑な議事ができる範囲とする。

2 傍聴の申し出者が、前項に規定する範囲を超えるときは、抽選により傍聴者を決定する。

（傍聴の申し出）

第4条 傍聴を希望する者は、評価委員会の当日、傍聴申出書に住所及び氏名を記入のうえ申し出なければならない。

2 傍聴の受付は、評価委員会開催の1時間前から30分前までの間に行うものとする。ただし、傍聴者が、前条第1項に規定する範囲のときは、この限りではない。

（傍聴に関する遵守事項）

第5条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 評価委員会の秩序を乱し、又は妨げとなる行為をしないこと。
- (2) 許可なく撮影、録音をしないこと。
- (3) 携帯電話等の使用をしないこと。
- (4) 議事内容により、評価委員会が非公開とされた場合は、傍聴者は退出すること。
- (5) 傍聴者は、上記事項を遵守しないことを理由に退出を求められたときは、これに従うこと。

（係員の指示）

第6条 傍聴者は、係員の指示に従わなければならない。

（報道関係者の取扱い）

第7条 西宮市の記者クラブに加盟する報道関係者については、評価委員会の当日、傍聴名簿に氏名及び報道機関名を記入することとし、第3条及び第4条の規定は適用しない。

(その他)

第8条 この取扱いに定めるもののほか、必要な事項は評価委員会が定める。

付 則

この取扱いは、平成24年4月 日から施行する。

(様式第3号)

第 回 さくらやまなみバス事業評価委員会 写真撮影等許可願

撮影等年月日	平成 年 月 日
撮影等の目的	
撮影者等の 住所・氏名	
フラッシュ等 照明使用の有	有 () ・ 無
その他	
<p>上記のとおり許可願います。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>さくらやまなみバス事業評価委員会</p> <p>委員長 様</p> <p>申込者</p>	